

香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第54号

香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第29号）附則ただし書に規定する改正規定（別表第1の16の2の項(1)を加える部分に限る。）の施行期日は、令和2年10月1日とする。